

サービス付き高齢者向け住宅事業登録（更新）申請書・変更届の作成について

<サービス付き高齢者向け住宅専用ホームページ>

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請書、変更届は、専用ホームページ『サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム』にて作成してください。（<http://www.satsuki-jutaku.jp/>）この専用ホームページには、申請書作成の他にも添付書類、関係法令、パンフレット、全国の登録住宅の閲覧やQ&Aなど様々な情報があります。

新 規 登 録**<登録を行う時期>**

- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録は、当該事業を行う者が確実に住宅を整備して事業が開始されることが重要であることから、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の交付後とします。（「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」（平成23年10月7日付け老発1007第1号、国住心第37号）参照）

<登録申請書の提出部数>

- ・提出部数は、正本1部、副本2部の合計3部です。登録になった際は副本1部を返却します。添付書類も同様に3部提出が必要です。提出は、郵送でも構いません。
- ・更新の登録申請書は、専用ホームページで作成し、情報確定後に印刷の上ご提出ください。（申請書下段に、申請ID、情報確定日（年月日・時刻）が印刷されていることをご確認ください）。
- ・情報提供システムの操作方法等については、専用ホームページに掲載されているマニュアルをご覧ください。

<登録申請書の添付書類>

- ・国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第7条第1号から第6号で定める書類。
 - (1) 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
 - (2) サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類（専用ホームページ参照）
 - (3) 入居契約に係る約款（専用ホームページ参照）
 - (4) サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約に係る書類
 - (5) 法第7条第1項第8号※に掲げる基準に適合することを証する書類
※家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置が講じられるものであること。
 - (6) その他八戸市が必要と認める書類
 - ①有料老人ホームに該当する場合には、「八戸市有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める「重要事項説明書」
 - ②入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト
 - ③暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（役員一覧）
- ※（6）③の書類のみ正1部の提出となります。

更新登録

- ・サービス付き高齢者向け住宅事業を継続的に実施する場合は、5年ごとに更新の登録申請が必要で
す。更新の登録申請をせずに、サービス付き高齢者向け住宅事業を継続することはできません。
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業を終了する場合は、異なる手続きが必要ですので、お問い合わせ
ください。

<更新登録書類の提出時期>

- ・遅くとも、登録日（又は更新登録日）から5年を経過する日の1か月前までに更新の登録申請書を
提出してください。

（例）登録日が平成28年9月1日の場合は、令和3年8月31日が登録の有効期限です。

更新の登録申請書は、7月31日までに提出してください。

<更新登録申請書の提出部数>

- ・正1部、副2部の合計3部をご提出ください。添付書類も同様に3部ご提出ください。
- ・更新の登録申請書は、専用ホームページ で作成し、情報確定後に印刷の上ご提出ください。

<登録申請書の添付書類>

- ・新規登録の場合と同様に、添付書類（1）～（6）の全てが必要です。

※（1）～（5）については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にそ
の旨を記載し、当該書類の添付を省略することができます。

変更届

- ・登録申請書（更新含む。）又はこれらの添付書類の記載内容に変更があった場合は、変更届の提出が
必要です。
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の譲渡を受ける場合は、異なる手続きが必要ですので、お問い
合わせください。

<変更届を行う時期>

- ・変更届は、変更があった日から30日以内に提出してください。

<変更届の提出部数>

- ・正1部、副2部の合計3部をご提出ください。添付書類も同様に3部ご提出ください。
- ・変更届は、専用ホームページ で作成し、情報確定後に印刷の上ご提出ください。

<変更届に添付する書類>

- ・登録申請書（更新含む。）の添付書類（1）～（6）のうち、その記載内容に変更があったもののみ
ご提出ください。
- ・但し、（6）③暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（役員一覧）は、変更の有無に関わらず1
部ご提出ください。

※法：高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）

※令：高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）

※規則：国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生
労働省令・国土交通省令第2号）

<サービス付き高齢者向け住宅登録窓口>

八戸市 建設部 建築住宅課 住宅グループ

電話：0178-43-2111（内線4558）

FAX：0178-44-3220

E-mail：kenchiku@city.hachinohe.aomori.jp

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号